

## 被疑者の護送に要する経費の取扱いについて（例規）

（昭和45年7月10日例規第25号）

〔沿革〕 昭和48年5月例規第25号、50年12月第45号、61年3月第12号、平成7年12月第74号改正

別記のとおり定め、昭和45年7月10日から実施することにしたから、次によって適切に運用されたい。

### 別記

#### 被疑者の護送に要する経費の取扱い要領

##### 第1 要領の趣旨

この要領は、奈良県警察（以下「警察」という。）が、犯罪捜査規範第31条及び第32条に基づき、第一種手配した被疑者を他の都道府県警察が逮捕し、その身柄を護送（以下「被疑者の護送」という。）した場合に警察の経費で支弁する護送警察官の旅費及び被疑者の輸送費の支出について必要な事項を定めるものとする。

##### 第2 経費の負担

- 1 被疑者の護送に要した経費は、警察が負担するものとする。
- 2 護送警察官に支給する経費は、警部以上の警察官にあっては、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年9月奈良県条例第33号）第4条に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）4級の職務にある者、警部補以下の警察官にあっては、行政職給料表3級の職務にある者の旅費相当額を、県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（昭和25年7月奈良県条例第25号）の定めるところにより支給する。ただし、被疑者を護送中の鉄道賃、船賃等については、被疑者の輸送費相当額とする。

##### 3 被疑者の輸送費

- (1) 鉄道、船舶等を利用し護送した場合で運賃（急行料金等を含む。）の等級が2等級以上に区分されているときは、最下級の運賃とする。ただし、公務上の必要その他やむをえない理由により最下級の運賃で実費を支弁することができないときは、この限りでない。
- (2) 護送中の被疑者に対し給食したときは、1食500円とする。

##### 第3 支出科目

###### 1 護送警察官の旅費

（款）警 察 費                      （項）警察活動費  
（目）警察活動費                      （節）旅              費

###### 2 被疑者の輸送費

( 款 ) 警 察 費                      ( 項 ) 警察活動費

( 目 ) 警察活動費                    ( 節 ) 役 務 費

#### 第 4 支出の方法等

- 1 警察署の副署長又は次長若しくは刑事課長に所要見込額を資金前渡するものとする。
- 2 債権者の請求は、次に掲げる請求書により行わせるものとする。
  - ( 1 ) 護送警察官の旅費については、職員等の旅費に関する取扱いについて（昭和36年4月1日総務部長通達）に定める旅費請求書（様式第2号）
  - ( 2 ) 被疑者の輸送費については、被疑者輸送費請求書（別記様式）
- 3 護送に要する経費の支払に際して、前渡を受けた資金が不足する場合は、前渡を受けた資金の限度内で支払い、その際不足額についての請求書を徴しておき追加資金の前渡を受け支給する。又、追加資金前渡出来難い場合は債権者に送金するものとする。

別記様式（第4関係）

被疑者輸送費請求書

資金前渡職員 殿		請求者	所 属	階 級	氏 名							
					○							
請求額			既 受 領 額		既 受 領 年 月 日							
	円		円		年 月 日							
<p>上記のとおり下記被疑者の輸送費を請求します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>資金前渡職員 殿 氏名 ○</p>												
被疑者	氏 名			生 年 月 日	明大昭	年 月 日						
	住 所											
	罪 名			逮 捕 年 月 日	平成 年 月 日							
				逮 捕 官 署								
車馬賃	月 日	出 発 地	経 路	到 着 地	宿 泊 地	鉄 道 賃			船 賃		車 賃	
						路 程	運 賃	急行料金	路 程	運 賃	路 程	運 賃
	計											
給食費	給食月日	月 日	朝 昼 夕	から	月 日	朝 昼 夕	まで	食数	食	金 額	円	
備考												
証明	<p>上記請求は正当であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">署長 警視 印</p>											